

(案)

小樽市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱(以下「要綱」という。)
第11条の規定に基づき、小樽市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)
の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、小樽市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の
収入をもって歳入とし、協議会の事業等に係る経費をもって歳出とする。
2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度、予算を調製し、年度開始前
に協議会に諮り、承認を得なければならない。
4 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写し
を速やかに小樽市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に追加その他の変更を加える必
要が生じたときは、補正予算を調製し、これを協議会に諮り、承認を得なければなら
ない。
2 前条第4項の規定は、前項の補正予算に準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の区分は、別表第1のとおりとする。
2 歳出の予算は、別表第2のとおりとする。
3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第
2を変更することができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、会長の決定によるものとする。
2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費を充当するときは、直近に開
催される協議会の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、小樽市地域公共交通活性化協議会事務局規程第3条第2項で
定める事務局長が行う。
2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 事務局長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納員（以下「出納員」という。）を任命することができる。

2 出納員は、事務局長の任命を受けて、協議会の出納その他会計事務を処理する。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、小樽市財務会計規則の例により行うものとする。

2 出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行う。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年 月 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費